

事業主・事務担当者様

神奈川県機器健康保険組合  
理事長 坂本康祐  
(公印省略)

### 「年収の壁・支援強化パッケージ」における「130万円の壁」 に対応した被扶養者認定等について

立冬の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当健康保険組合の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年9月27日付、全世代型社会保障構築本部において、「年収の壁・支援強化パッケージ」が決定されたことを受け、「社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外」及び「事業主証明による被扶養者認定の円滑化」が実施されることになりました。

つきましては、当健康保険組合の対応について下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 年収の壁についての概要

##### (1) 社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外

短時間労働者への被用者保険の適用を促進するため、被用者保険に適用されていなかった労働者が新たに適用となった場合、事業主は給与・賞与とは別に「社会保険適用促進手当」を支給できるようになりました。

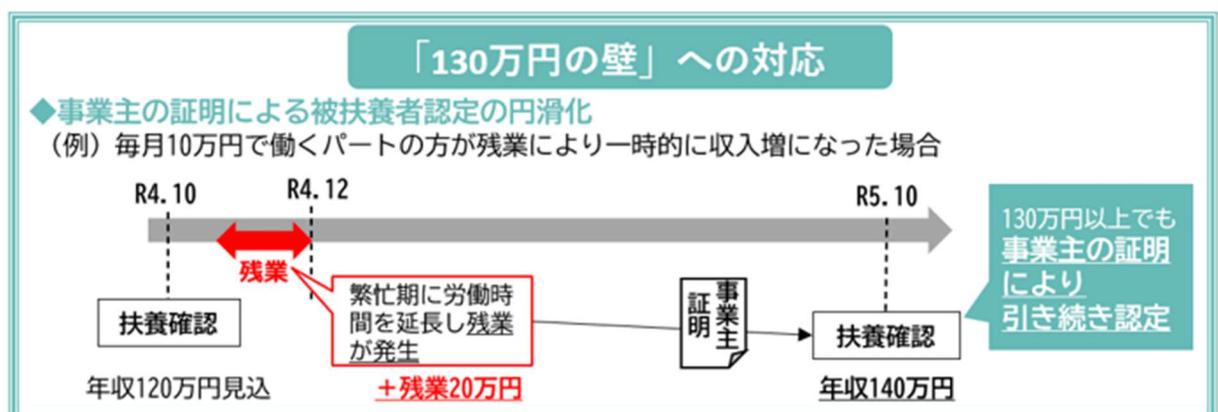
同手当により、標準報酬月額・標準賞与額の一定割合が追加支給される場合、被用者保険の適用に伴う労働者負担分の保険料相当額を上限とし、最大2年間にわたり、労働者の標準報酬月額・標準賞与額の算定から除外します。

##### (2) 事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

社会保険の被扶養者の認定基準の一つに、年収130万円未満（60歳以上又は障害者の場合は年収180万円未満）であることがあり、年収130万円以上となると被扶養者から外れることとなります。

しかし、**人手不足による労働時間延長等により、収入が一時的に上がることで年収130万円以上となった**としても、被扶養者の勤務先の事業主がその旨を証明することで、引き続き被扶養者認定が可能となります。

ただし、この認定は、あくまでも「一時的な事情」として認定が行われますので、同一の者については原則として連続2回までが上限となります。



## 2. 適用開始日

令和5年10月20日（金）以降の被扶養者認定時に適用し、それ以前についての扶養認定等については遡及しない取扱いとなります。

## 3. 手続きについて

### (1) 新たに被扶養者の申請をする方

新規資格取得に伴う被扶養者の申請や退職等による被扶養者の申請に際し、収入が、人手不足対応等での一時的な収入増により130万円を超えている場合には『被扶養者の収入確認にあたっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書』をご提出いただくことにより判断することになります。

### (2) 現在当健康保険組合の被扶養者の方

既に被扶養者認定済みで、人手不足対応等での一時的な収入増により130万円を超えている場合は、事業主からの証明書を都度ご提出いただく必要はありません。当健康保険組合では、定期的に被扶養者調査（検認）を実施しておりますので、その際に、『被扶養者の収入確認にあたっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書』をご提出いただき判断することになります。

被扶養者の確認調査が実施されるまでは、当該証明書の提出は必要ございません。

## CHECK! その他留意点

1. 基本給があがった場合等、恒常的な年収増により基準額超過となる場合は、従来通り事象発生時に速やかに異動届の提出により被扶養者資格削除を申し出てください。
2. 今回の措置は、あくまでも事業主の人手不足等の事情に伴う被扶養者の方の労働時間延長等による一時的な収入変動を対象としており、特定の事業主と雇用関係にないフリーランスや自営業者等については対象となりません。
3. 勤務先で社会保険に加入する要件に該当する場合は、扶養対象外です。
4. 扶養認定にあたっては全ての提出書類を確認の上、総合的に判断致しますので、事業主の証明書の提出をもって必ず認定されることとはならないことをご留意ください。

(お問い合わせ先)

神奈川県機器健康保険組合

TEL 045-641-7713